

# 熊本県有明海区漁業調整委員会

## 第 5 2 2 回議事録

令和 5 年（ 2 0 2 3 年 ） 1 2 月 7 日開催

## 第 5 2 2 回熊本県有明海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和 5 年（ 2 0 2 3 年 ） 1 2 月 7 日（木） 午後 3 時 3 0 分から

開催場所 K K R ホテル熊本 2 階 ローズルーム

出席者

（出席委員）橋本孝 吉本勢治 木山義人 西川幸一 藤森隆美 浜口多美雄  
平山泉 小森田智大 八塚夏樹 佐小田眞智子

（欠席委員）なし

（水産振興課）課長補佐 石動谷篤嗣 課長補佐 荒木希世  
主幹 木村武志 主任技師 諸熊孝典

（事務局）主幹 岡田丘 主幹 中根基行 参事 郡司掛博昭  
技師 對馬康史

議 事

議 題

第 1 号議案 熊本県資源管理方針の改正について（諮問）

第 2 号議案 令和 6 管理年度における「まあじ」及び「まいわし対馬暖流  
系群」の知事管理区分に配分する数量について（諮問）

第 3 号議案 知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について  
（諮問）

事務局

それでは、第 5 2 2 回熊本県有明海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。

本日の委員出席者数は 1 0 名中 1 0 名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第 5 条第 1 項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

「第 5 2 2 回熊本県有明海区漁業調整委員会次第」という資料を 1 部と「漁業法関係法令集」という冊子を 1 部お配りしております。

資料の過不足等ありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、橋本会長お願いします。

議長

皆さん、こんにちは。

## 水産振興課

今年最後の委員会となります。本日は、第3号議案まで上程されていますので、よろしくお願いします。

それでは、ただ今から第522回熊本県有明海区漁業調整委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、海区調整委員会規程第10条で定められています議事録署名につきましては、本日は藤森委員と平山委員にお願いいたします。

なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願います。

それでは議事に入りたいと思います。

第1号議案「熊本県資源管理方針の改正について」、水産振興課より説明をお願いします。

水産振興課資源栽培班です。

私からは資料1ページ以降の熊本県資源管理方針の改正について、諮問させていただきます。着座にて、説明させていただきます。

今回の諮問内容は、熊本県の資源管理の方向性を規定した「資源管理方針」の改正ですが、まずは「資源管理方針」の考え方の根幹となる、改正漁業法をはじめ水産改革の目玉として、国が推進している「新たな資源管理」について御説明し、その後に諮問内容に関する「資源管理方針」と「資源管理協定」制度の説明と、最後に諮問内容について御説明させていただきます。

まず、国が推進する「新たな資源管理」について御説明します。お手元にお配りしている「沿岸漁業者の皆様へ ～新しい資源管理の話～」というパンフレットをご覧ください。

本資料は、改正漁業法に基づく新しい資源管理を推進するために、水産庁ホームページ上で公開されているものです。

1枚開いていただきまして、本資料1ページ目の「新たな資源管理の必要性」をご覧ください。

我が国の漁業生産量は、下段のグラフのとおり、様々な要因により長期的な減少傾向にあります。この状況の中で、水産資源の適切な資源管理を行い、資源水準を維持・回復させていくことが重要です。

資源管理は、中長期的に漁獲できる量を増やし、漁業者の所得を向上するために実施するものです。

漁獲できる量が増加すれば、生鮮・加工など需要に応じた生産を行うことが可能となり、その結果、長期的に見た価格の安定につながり水産業の成長化や国民への水産物の安定供給に寄与します。

次に、2ページ目の「新たな資源管理の流れ」をご覧ください。本

資料には、改正漁業法に基づく新しい資源管理の流れが説明されています。

左側の青色囲いの中の資源調査から、矢印に沿って御説明します。

新しい資源管理は、漁業者から提供された漁獲情報等を基に、科学的な調査や評価を行い、その結果を踏まえ、資源管理の目標を定めます。この目標の達成のために下段右側に示す効果的な資源管理措置を実施することで、資源の維持・増大による安定した漁獲の実現を目指すためのものです。

この新たな資源管理の推進にあたっては、関係する漁業者の理解と協力を得た上で進めることとなっています。

次に、資源管理方針の策定の背景について、御説明します。説明資料2ページの「1 資源管理方針策定の背景について」にて御説明します。

国は、改正漁業法で、新たに「資源管理方針」と「資源管理協定」を規定しました。

「資源管理方針」は、新たに県の重要な魚種や漁業種類ごとの管理方策の方向性や特定水産資源、いわゆる漁獲量の数量管理を行うTAC魚種の漁獲可能量の配分基準等を規定したものです。

「資源管理協定」は、この方針に基づき関係漁業者同士が自主的な資源管理措置を定めたものです。

このため、本県では令和2年11月に県の資源管理の基本的な方針を示した「資源管理方針」の策定を各海区調整委員会に諮問し、同年12月から本方針を施行しています。

令和2年以降、複数の改正を経て、対象魚種を拡大しており、現在は、特定水産資源、いわゆるTAC魚種と呼ばれる漁獲量の数量管理を行う魚種として、「まあじ、まいわし、くろまぐろ、するめいか、まさば・ごまさば」の5魚種と、本県の重要な水産資源である「ぶり」を加えた計6魚種の資源管理の方向性を規定しています。

参考として、資料中段に「漁業法改正による資源管理制度の変更点」を示しています。先ほど御説明した「資源管理方針」と「資源管理協定」が改正前とどのように違うのかを示しています。

青色で示した上段が漁業法改正前、赤色の下段が改正後になります。改正前は、県が策定する「資源管理指針」に基づき、関係漁業者が「資源管理計画」を策定していました。

改正後は、「県資源管理指針」が「県資源管理方針」に、「資源管理計画」が「資源管理協定」に変わっています。

主な違いとして、「県資源管理方針」は、魚種や漁業種類ごとの休

漁等の具体的な方策を示したのではなく、対象魚種の資源をどの程度まで回復させるかの方向性を示したものに変わりました。また、新たに特定水産資源、いわゆる漁獲規制を伴うTAC魚種の漁獲可能量の配分基準等を規定しています。

方針に基づき策定する「資源管理協定」は、これまで「資源管理計画」で定めていた自主的な資源管理措置に加え、今回諮問する「資源管理方針」に基づく取組目標を定める必要があります。

では、今回の諮問内容を御説明します。

諮問内容は、資料7ページから41ページの「資源管理方針」の改正案についてです。新旧対照表をお付けしていますが、改正する文章でそのまま説明すると分かりづらいため、改正内容の概要を示した資料3ページの「2 資源管理方針の改正について」に沿って御説明します。

今回は、新たに特定水産資源、いわゆるTAC魚種として、「うるめいわし」及び「かたくちいわし」の2魚種を、本県独自の重要な水産資源として「まだい」、「ひらめ」等の19魚種の資源管理の方向性の追加を諮問します。

1つ目のポイントとしまして、今回追加する計21魚種は、本県の重要魚種であり、既に漁業者が「資源管理計画」を策定し、自主的な資源管理に取り組んでいます。このため、県としてこれらの魚種の資源評価を行い、資源管理の方向性を「資源管理方針」に規定したいと考えています。

資料4ページの参考資料1をご覧ください。

本資料には、今回、追加する21魚種の資源評価結果と協定策定予定の漁協を記載しています。

対象魚種のうち、国が資源評価を行う「うるめいわし」から「まだい」までの5魚種については、最大持続生産量(MSY)で資源が評価されています。最大持続生産量というのは、漁業者が持続的に、漁獲を行う中で、乱獲状態にならず、将来の漁獲も担保される最大の漁獲量のことを言います。

このため、最大持続生産量(MSY)で評価される魚種は、評価結果は最大持続生産量(MSY)を実現する水準に対して親魚量は「上回る」か「下回る」かで評価されています。

国が最大持続生産量(MSY)で資源評価する5魚種以外の、国や県が資源評価を行う「きだい」から「まだこ」までの16魚種については、過去10年間の漁獲量や漁獲努力量等から、国や県水産研究センターが現在の資源水準を「高位」、「中位」、「低位」で評価してい

ます。

次に、資料3ページの「2 資源管理方針の改正について」にお戻りください。

2つ目のポイントは、今回追加する21魚種は、当面は採捕停止命令を伴う数量管理、いわゆるTAC管理ではなく、「資源管理協定」による休漁設定等の自主的な資源管理措置により資源回復を目指します。

このうち、「うるめいわし」と「かたくちいわし」は特定水産資源であるため、これまでに国と漁業関係者との協議が行われ、令和6年1月からのTAC管理開始が決定されています。しかしながら、TAC管理上の課題として、突発的な来遊への対応や混獲等の課題が残っており、少なくとも2年間は採捕停止命令を伴わない、漁獲報告のみの管理が行われます。

資料5ページの参考資料2をご覧ください。

本資料には、資源管理方針の改正案に記載している、今回追加する魚種の資源管理の方向性を掲載しています。

今回追加する21魚種は、この記載例1～3のいずれかに該当します。個別の魚種について説明すると時間を要しますので、今回は記載例を用いて説明させていただきます。

参考資料1で御説明した資源評価結果を基に、「資源管理方針」には、記載例1～3のとおり資源管理の方向性を記載しています。

記載例1は、特定水産資源である「うるめいわし」と「かたくちいわし」が該当します。

「まあじ」や「まいわし」等の他の特定水産資源と同様に、管理する水域や漁獲可能期間、配分基準等を記載していますが、一番下の「第5 その他資源管理に関する重要事項」が他の特定水産資源とは異なります。

アンダーラインを引いております、ステップアップ管理というのは、先ほど御説明したとおり、少なくとも2年間は漁獲報告のみでTAC管理の体制づくりを行い、その間に課題として残っている事柄について国と漁業関係者とが協議を行っていき、最終的に採捕停止命令を伴う数量管理に移行できると判断した場合は、TAC管理に移行する、という意味です。

資料6ページの記載例2は、国が行う資源評価、つまり最大持続生産量(MSY)によって評価される魚種の方針を示しています。この記載例には、「とらふぐ」、「ひらめ」、「まだい」の3魚種が該当します。

目標として、「令和１４年までに、親魚量を提案された管理基準値案に回復又は維持すること」、としています。

下段の記載例３は、県が行う資源評価によって管理される魚種の方針を示しています。この記載例には、「きだい」、「たちうお」、「あさり」、「いせえび」、「いとより類」、「えそ類」、「かわはぎ」、「きびなご」、「このしろ」、「しらす」、「すずき」、「そうだがつお類」、「はも」、「ひらあじ類」、「まがれい」、「まだこ」の１６魚種が該当します。

目標は「令和１４年までに、資源水準を中位以上に回復又は維持すること」としています。

記載例２と３の目標年である令和１４年についてですが、これは国が、「今後１０年間でＴＡＣ管理や資源管理協定等の新たな資源管理により、１０年前と同程度（目標４４４万トン）まで漁獲量を回復させる」こととなっていますので、この目標に合わせて設定したものです。

ここまでが、今回の諮問内容になります。

最後に、「資源管理方針」が改正された後の資源管理の取組みについて、御説明します。

資料３ページ中段の「３ 資源管理方針改正後の資源管理の取組みについて」をご覧ください。

「資源管理方針」で管理の方向性を定めた魚種は、漁業者による自主的な資源管理の取組みを定めた「資源管理協定」の策定が可能となります。

このため、県としては、「資源管理方針」に掲げた重要魚種の資源回復を図るため、関係する漁業者に「資源管理計画」から「資源管理協定」への移行を推進していきます。

令和５年度までは「資源管理計画」への参加が、国の共済制度である漁業収入安定対策事業の加入要件となっていました。１のとおり、旧ＴＡＣ法で規定されていた「資源管理計画」の期限は令和６年３月３１日までとなっているため、令和６年度以降は、「資源管理協定」への参加が国の共済制度に加入するための要件となります。

本県としては、科学的な資源評価に基づく漁業者の取組みによって資源の回復を図るとともに、漁業者が引き続き共済制度を利用できるように、「資源管理協定」への移行を推進していきたいと考えています。

説明は以上になります。

なお、今回の資源管理方針（案）につきまして、国の承認を受ける

必要があり、その際に生じた記載事項の軽微な修正や誤字の訂正等について、県に御一任いただきますよう、併せてお願いいたします。

御審議のほどお願いいたします。

議長

ただ今、水産振興課から、第１号議案について説明がありました  
が、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

藤森委員。

藤森委員

今の説明では、先だって全漁連と水産庁の会議の中で、「かたくちいわし」や「うるめいわし」が今年かなり取れた時、これをＴＡＣにかけるとか、そういう話が出てたが、中央の会長さんたちが、反対されると、それやったら、今のところかけられないから、令和６年とか７年だったけれども、その決定でも漁業者の同意がなければ駄目ですよと。

漁業者の同意がない中で熊本県が先にかけてよいのか、あくまでも中央の例えば岩手とか、山口とかの人たちが反対してるわけだから、こういうふうに、やっておかしいのじゃないかという話になっているわけだ。

水産庁とも話し合いながら、お互いに納得したらやりましょうという話になっておるから、これ熊本県だけ同意してよかったのか。

その原因は、神奈川県で今「くろまぐろ」、「くろまぐろ」のＴＡＣがかかった。ＴＡＣのおかげで今豊漁だったということで、定置網にキハダマグロかな、がかかったと。しかしそのＴＡＣの関係上、それを放流しなければならないということで、放流したら、死んでいった。そうしたら、保安庁が来て不法投棄ということで捕まった。

しかし、水産庁の言い分は漁獲量を超えたら放流しなさいということで、事業者はそれをまともに受けてそれを放流した。それを、海上保安部が見つけて、不法投棄といい、当然捕まっている。こういった話は聞いている？

それともう一つは一昨年だけど、「さば」が大量に捕れた。熊本でも牛深、それと長崎。長崎は漁獲枠を超えるということで、隣の県のＴＡＣをもらう段取りしたわけ。実際、はい、いいですとなったもうすでにそこに「さば」はいなかった。

魚は泳ぐわけだから、それぞれ迅速にすることとを、今後検討するという話があったから、それを踏まえてやるのだったら良いのだけれど、よその県ともめるわけだから、熊本県だけ関係ないと言って同意して良いか、牛深の組合長からはなにもなかったか。

水産振興課

はい。ご意見はありませんでした。

議長

はい、水産振興課。

水産振興課

今藤森委員からのご質問で三つあったと思います。まず一つが、岩手だったり中部とかの方では反対意見が出て、水産庁と協議した結果見送りになったということ。その中で熊本だけやっていいのかというお話。そして二つ目が神奈川県で「くろまぐろ」が混獲された際に、それが死んでいて不法投棄として扱われたということ。最後に長崎県の事例ですが「さば」が多く取れて、長崎県の漁獲枠がいっぱいになって他県から融通を得たけども、そのあとには「さば」がいなかった、遅かった、対応が遅かったという3点だと思います。

まず一つ目の中部の地方が反対しているのに、これを熊本県だけで導入していいのかという話についてです。説明が不足しておりましたが、今回諮問させていただく、「うるめいわし・かたくちいわし」、というのは、日本全国で二つの系群に分けられております。それは、国の研究機関である水研機構の方が資源評価を行う上で、それぞれに関係する地域というのを二つに分けております。ここで熊本県がどの系群に該当するのかですが、対馬暖流系群という字のごとく対馬暖流を中心に生息している系群のことを言います。

そしてもう一つが太平洋系群になります。太平洋系群が先ほど藤森会長がおっしゃられていた中部の方で捕られている「うるめいわし・かたくちいわし」になります。これは国の研究機関によるとお互いにその資源の行き交いが無いということで、それぞれ分けて資源管理を行うということになっています。先ほど藤森委員がおっしゃられたように中部の方では、まだ漁業者の方から反対意見がありまして、TAC管理に移行というふうにはなるわけございません。一方で熊本県が含まれます対馬暖流系群というものは、これまでも国と漁業関係者との協議が重ねられておりまして、去年の正確な時期は忘れたんですけども、去年開かれたその会合の場ですね、令和6年の1月から先行してTAC管理の同意がされておりますので、今回の諮問についてはその同意に基づくものということで、TAC管理のTAC魚種としての追加を諮問させていただいており、そのため、先ほどの海区調整委員会で、天草の方から意見がなかったということになります。

水産振興課

続きまして2点目のお尋ねですね、「くろまぐろ」の混獲の影響に

ついてですね。こちらも今、漁業者の方はもちろん、都道府県の方からも水産庁に問題提起をしているところでございます。水産庁としては対応変更するということで、まだ具体的な方策が示されておられません、問題意識として持っておられることです。

最後に3点目。今年、長崎で「さば」が多く獲れすぎて漁獲枠を超過し、融通が間に合わなかったという話。こちらについても、都道府県としても水産庁の方に問題提起しておりまして、今、長崎県や熊本県も水産庁の方と個別で協議を行っていて、より迅速に、その枠が融通できるような仕組み作りというものを検討しているところです。

実際に今年も、ある魚種で枠がオーバーしそうになったことがあったのですが、その際は1日後とかにはもう既に追加されたということで、何とか対応できるようになってきたというところでございます。

藤森委員

それは「たちうお」？

水産振興課

「たちうお」ではなく、魚種は正確には忘れてしまったんですが、「いわし」か「さば」だったんじゃないかと思います。回答は以上になります。

議長

他にございませんか。はいどうぞ。

平山委員

2点教えてください。魚種で対馬暖流系群の「かたくちいわし」が挙がってますが、一方で県の魚種として、熊本県全域ということで「しらす」が挙がってます。当然「しらす」は「かたくちいわし」の稚魚期の呼称ですので、対馬暖流系群のかたくちいわし資源との関係ってというのは、それは配慮しなくていいのか、単独で熊本県の海域だけで「しらす」を管理すればいいのか、それともう一点は、熊本県の重要魚種として「ぶり」が挙がってますけれども、「ぶり」と呼称されるような資源の利用の仕方っていうのは本県で何があるのか、もじゃこまで含めたぶり資源なのか、熊本県でのぶり資源の利用っていうのは何があるのか、2点教えてください。

議長

はい。水産振興課。

水産振興課

水産振興課です。まず一つ目のご質問、対馬暖流系群について、「かたくちいわし」と「しらす」の関係ですが、まず今国の方でTAC管理を行うと言っている「かたくちいわし」、こちらについては、

管理、そして評価の中に「しらす」は入っておりません。なぜかと言いますと、「しらす」というのは「かたくちいわし」の小さいときの名前なんですけども、かなり初期減耗が大きい成長段階になっております。

国の研究機関である水研機構がこの資源評価を行ったところ、その「しらす」の初期減耗が大き過ぎるということと、しらす漁の影響がそこまでないだろう。いうところで、「しらす」を除いたところで、かたくちいわし資源評価がされているところです。

今回は、T A C 魚種としてではなくて、熊本県独自の魚種として「しらす」を追加するということで、熊本県だけでいいのかという御指摘がございました。こちらにつきましては、熊本県以外でも各県で同様の意見を持たれておりまして、また水産庁の方でも、先ほど説明した通り、国としてはしらす漁はそんなに影響はないんだけども、やはり漁業者の自主的な管理、例えば休漁等の設定ですとか、そういったものはしてほしいというような意見が上がっております。

このため、本県もしらす漁の関係者との協議をいたしまして、今回、T A C 魚種ではなく、県の独自の重要魚種としてしらすを追加したところでございます。

続きまして、「ぶり」の利用形態とあと資源評価、資源管理にどこまで含まれるかというご質問がありました。「ぶり」につきましては、「ぶり」の成長の初期段階も全て一括した管理となっております。

熊本県の事業形態といいますと、「もじゃこ」を捕られる方もいらっしゃるし、「もじゃこ」が大きくなった「ぶり」を漁獲している方もいらっしゃるということで、本県としても「ぶり」の全ての成長段階において、また、県独自の魚種として、休漁等の資源管理を行いたいというふうに考えているところです。以上になります。

議長 平山委員良いですか。

平山委員 はい。

議長 他にございませんか。

小森田委員 はい。資料４ページ中の資源の評価について事前評価結果について説明いただきたいんです。この上の１から５番は何かわかる。

中位高位っていうカテゴリーがあって、これは過去１０年間の漁獲

量から見積もっているとのことを受けて、どのように線引きしているのかなと。過去１０年間っていうのは、今だと今、今からなと思うんですけど、１０年後っていうのは今、今年から１０年間の結果を使って評価している。１０年間移動するのですか。それともある時期の資源を元に今の１０年間。例えば１０年間低位がずっと続き、すごくそういう状態が続いて、ちょっと取れたときにそれを高位とみなすのか。その辺はどういうふうに整理されてるか。

議長

はい水産振興課。

水産振興課

水産振興課です。今２点お尋ねいただいたと思います。

すいません、最後の点が資源評価を行う上での、１０年間の考え方についてということだったと思うんですが１点目のご質問はすみません、もう一度お願いします。

小森田委員

低中高っていうカテゴリーは、どういうふうな線引きなんですか。

水産振興課

お答えします。

皆さんのお手元にお配りしておりますフラットファイルの方の資料でご確認をお願いしたいのですが。お配りしてます資料の１ページ目ですね。先ほど小森田委員からも質問のあった資料４ページの中位、低位、高位、それをどのように評価したのかというのを各魚種毎に記載をしております。

例えば、１ページ目の一番初めに乗っている「はも」と書いてありますが、こちらは「はも」を大規模に漁獲している天草漁協上天草総合支所の方から販売データをいただきまして、ＣＰＵＥからその資源水準というものを判定しております。こちらのＣＰＵＥというのは、いわゆる漁獲努力量というものになるんですけども、漁業者の方が１隻当たり１日で何キロ魚がとれたのか、年間で何キロかというのを示している水準になりまして、当然このＣＰＵＥが高い値ほど、それだけ資源がいるというふうに判断します。

こちらの場合、この資料の１８ページをご覧ください。１８ページの中段の括弧２、資源の水準及び動向の判断方法と書いているところをご覧ください。こちらアとイがございますが、イ農林水産統計に漁獲データがない魚種の場合、こちらが先ほどご説明したはも類の判断の方法になります。

こちらが以下の要領で過去１０年間におけるＣＰＵＥと算出して判

断したというふうに書いております。まずカッコ（エ）をご覧ください。（エ）が資源水準の低位、中位、高位の評価の仕方を記載しております。資源水準は過去１０年間の資源様式を今回の場合ＣＰＵＥになりますが、その最大値と最小値を３等分し、上から順に高位、中位、低位としております。

この評価方法についてですが、こちらは国の研究機関である水研機構にも同様の調査評価手法で調査しておりますので、国の調査評価手法に合わせた手法ということになっております。

続きまして、二つ目のご質問。この資源評価というのは１０年間の評価であるが、これが毎年毎年移動していくのかというところの点です。

こちらにつきましては、今年度からこの資源評価を始めたのですが、毎年毎年度、資源評価を更新していくというふうに考えているところです。回答は以上になります。

議長

はい小森田委員。

小森田委員

わかりました。

議長

他にございませんか。

吉本委員

はい。その資料の３ページ資源管理方針の改正についてですがけれども、それを改正点と書いてありますけれども、ポイントは追加する２１業種は本県の重要魚種で漁業者が資源管理計画を作成して自主的な資源管理に取り組む、追加する２１魚種は当面は漁獲の採捕停止命令を伴う数量管理ではなく、資源管理協定による休漁設定等の自主的な資源管理措置による資源管理に移行を目指すと書いてありますけれども、どのように違うのですか。

水産振興課

水産振興課です。ご回答します。

まず、どのように違うのかというご指摘があったんですが、このどのように違うのかというのは、これまでやっていた資源管理計画と、そして今後やる資源管理協定、これがどのように違うのかというご質問でよろしいでしょうか。

吉本委員

現在までは資源管理、計画というのはどういうふうな計画を持ってきた、今後どういうふうな管理協定なんていう、そういうのを休漁協

定と書いてあるって、どういうレベルでしようとしているのか。また現場とのギャップ、数字的なギャップそこんとは何か考えたことだろうかということ。

水産振興課

水産振興課です。回答いたします。

それでは資料２ページをご覧ください。資料２ページの中段以降の点線で囲ったところ、こちらが今回漁業法の改正前の資源管理制度と赤色で漁業法改正後の資源管理制度を対比しております。まず、先ほどの資源管理計画、これまでの取り組みについてです。

こちらは青色で示している資源管理計画というところをご覧ください。こちらは、上にある県の資源管理指針に基づいて、漁業者が自主的に行う資源管理措置を定めたものと、いうふうになっております。そして一方ですね、ちょっと下の方に目を移していただきまして、赤色の資源管理協定、一番下のところですね。ご覧ください。こちらですね、先ほどの計画と同様にですね、こちらの県の資源管理方針に基づきというふうになるんですけども、同じように漁業関係者同士の自主的な資源管理措置というふうになっております。

ここで大きく違うのが、これまでその元になっていた県の資源管理指針というものが、具体的な管理方策、例えば休漁等や、漁獲規制と、こういうふうにやりましょうと。いうのが書いてありました。しかし今回諮問する県の資源管理方針、こちらについては具体的なその目標を定める。というふうになっております。このため、先ほど小森田委員からご質問がありましたとおり、科学的に資源評価を行って、例えば今あさは中位なのか、低位なのか、自然状態での資源量というものを判定して、そしてそれを県の資源管理方針に反映させて、あさは今、資源水準が低位だから、これを１０年後中位まで回復させることを目指す。という目標を定めております。そしてこの資源管理方針に基づいて策定する資源管理協定というものが、これまでの資源管理計画では目標というものを定めてなかったんですけども、資源管理協定では、新たに取組目標というものを皆さんに定めていただきまして、その目標を達成するためにこういった取組みをやればいいのか、休漁なのか、漁獲サイズの制限なのか、というものを、我々と一緒に検討して協定を策定していただくということになります。

回答は以上になります。

議長

はい。

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 吉本委員  | <p>文章は変わってるけれども、現場は変わらんとじゃないですか。自分たちだけが目標を掲げて、こうします、ああします、現場はどうなるんですか。それをちゃんと調査、把握した上での見通しなのか、それとも、ただ今までがこうだからこうする、そういうところもやっぱり考えてほしいと思います。</p> <p>よろしくお願いします。</p>                                                                                              |
| 議長    | <p>いいですか。他に何かございませんか。はいどうぞ。</p>                                                                                                                                                                                                                                 |
| 小森田委員 | <p>今の回答、ご説明を聞いて同じところが気なっただんですけども、10年後の回復目標値を表示するときの10年後の中位っていうのは、今の中位なのか、10年後、10年間かけて出来た中位なのでしょうか？</p> <p>要するにそこから9年間低位で、ちょっと上がったなら中位・高位に上がってしまう。</p>                                                                                                           |
| 議長    | <p>はい、水産振興課。</p>                                                                                                                                                                                                                                                |
| 水産振興課 | <p>水産振興課です。小森田委員の御指摘のとおり、今のところ、毎年度毎年度、資源評価を更新していきますので、これから10年間ずっと低い値が続いてしまったら、その分の中位の段階に下がるということになってしまいます。</p> <p>我々も懸念してしまして、例えば、漁獲量だけですね、その高位・中位・低位について判断してしまうとそのような事態になると思うんですけども、その他の指標、例えばC P U Eなどできるだけ努力量とかで勘案していき、どれだけその目標が形骸化しないように、検討していきたいと思います。</p> |
| 小森田委員 | <p>もちろん、明確に数字を出すとそれに引っ張られて大変なことになってしまうと思うのですが、それでもあまり流動的なのもちょっと何か後々本当意味がなくなるんじゃないかという気がするので、はい。</p>                                                                                                                                                             |
| 議長    | <p>他にございますか。</p> <p>それでは特にないようですので第1号議案については特に意見なしと答申してよろしいですか。それでは第1号議案については特に意見なしと答申いたします</p>                                                                                                                                                                 |

委員

異議なし。

議長

それでは「特に意見なし」と答申します。

次に、第2号議案「令和6管理年度における「まあじ」及び「まいわし対馬暖流系群」の知事管理区分に配分する数量について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。

第2号議案 令和6管理年度における「まあじ」及び「まいわし対馬暖流系群」の知事管理区分に配分する数量について諮問させていただきます。座って説明させていただきます。

まず、資料の(44)ページの資料1をご覧ください。こちらの図で、資源管理の流れについて説明します。

漁業法に基づき、図の上段左から順に、の資源調査との資源評価を行い、漁業者や各都道府県等の意見を確認した上で、の資源管理目標やの漁獲シナリオを国が定めます。これに基づき、図下段のTACいわゆる年間漁獲可能量を設定します。

国が、設定したTACは、都道府県に配分されます。この都道府県に配分された量はにある都道府県別漁獲可能量といい、各都道府県の漁獲量の上限になります。

次に、県では都道府県別漁獲可能量を県内の漁業者に実際に漁獲することができる漁獲量を配分します。この量をにある知事管理漁獲可能量といいます。

そして、のとおり知事管理漁獲可能量は、知事が関係海区漁業調整委員会の意見を聴いたうえで決定されることとなっています。

本委員会では「まあじ」及び「まいわし対馬暖流系群」の知事管理漁獲可能量への配分について今回諮問させていただくものです。

資料の(45)ページの資料2をご覧ください。

令和6管理年度の「まあじ」及び「まいわし対馬暖流系群」の熊本県漁獲可能量について説明します。

国が、「まあじ」及び「まいわし対馬暖流系群」の漁獲可能量を設定し、令和6管理年度の都道府県別漁獲可能量の配分がありました。

都道府県別の漁獲可能量は、その魚種の全体漁獲量のうち、おおむね80%の漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県には具体的な数量が明示されますが、これに該当しない場合、「現行水準」として配分さ

れます。

今回、本県に配分された都道府県別漁獲可能量は、「まあじ」、「まいわし対馬暖流系群」ともに「現行水準」です。

熊本県資源管理方針では、都道府県別漁獲可能量の全量を知事管理漁獲可能量に配分することとなっており、本県のまあじ知事管理区分及びまいわし対馬暖流系群知事管理区分への配分量は「現行水準」としたいと考えます。

説明は以上になります。御審議の程よろしく申し上げます。

議長

ただ今、水産振興課から、第２号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長

それでは、特に無いようですので、第２号議案は、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員

異議なし。

議長

それでは、第２号議案については、特に意見なしと答申します。

続きまして、第３号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。本日諮問させていただく知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

熊本県漁業調整規則第１１条において、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、漁業種類、漁業時期、操業区域などを内容とした制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。また、同条第３項において公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないと規定されています。

今回諮問させていただく内容について具体的に説明いたします。資料４８ページから５７ページまでに公示を予定している制限措置の案を掲載しております。案の内容及び漁業の概要について、法令集に添付しているスライドを用いて説明させていただきます。付箋のついていないページからになります。各スライドのタイトルにカッコ書きでス

ライド番号を付記しております。説明するライド番号でお示し致しますので、お手元の法令集をご覧ください。

まず、法令集の上から１枚目のライド２番になります。今回公示を予定している漁業は、新規許可では、ばいかご漁業他４漁業です。

許可の有効期間満了に伴う許可は、ぼら２そうまき網漁業とたこつば漁業です。

ばいかご漁業についてです。ライド番号は、３番と４番です。ライド３番の右上の図のような漁具を海底に設置し、ばいがいを漁獲します。漁期は、３月から１２月までとなっており、有明海、不知火海で操業されています。操業区域は、ライド４番の参考図に色付けしている有共第１号共同漁業権漁場です。許可予定の隻数は１隻、その他の内容については資料４８ページ記載のとおりとなっています。ばいかご漁業については、以上です。

次にその他のかご漁業についてです。ライドは５番と６番です。ライド５番に漁法を６番に操業区域や隻数を示しています。ライド５番の右図のようなかごを用いて、あなごやウツボを漁獲します。漁業時期は３月から１１月となっています。操業区域は、ライド６番の参考図に色付けしている有共第１２号共同漁業権漁場となっています。許可予定の隻数は１隻、その他の内容については資料４９ページに記載のとおりとなっています。その他のかご漁業については、以上です。

くちぞこ刺し網漁業についてです。ライド７と８番です。くちぞこ刺し網漁業では、ライド７番の図のような漁具を潮流と平行に漁具を海底に固定して設置し、あかしたびらめやくろしたびらめ等を漁獲します。漁業時期は周年となっていますが、かに網漁業の許可を受けている者が申請する場合は、１０月１日から翌年７月３１日までとなります。操業区域は、ライド８番の参考図に色付けしている有共第１５号及び同第２１号共同漁業権漁場内です。許可予定の隻数は１隻、その他の内容については資料５０ページに記載のとおりとなっています。くちぞこ刺し網漁業については、以上です。

かに網漁業についてです。ライドは、９番と１０番です。ライド９番の右図のような漁具を海底に固定し、移動してくるカニを網でからめとり漁獲します。有明海と不知火海で営まれています。漁業時期は５月から１１月となっています。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、有共第１０号、同第１２号、同第１３号及び２１号共同漁業権漁場内、許可予定の隻数は１隻、その他の内容は、資料５１ページに記載のとおりとなっています。かに網漁業については以

上です。

筒漁業についてです。スライドは、１１番と１２番です。スライド１１番に漁法を１２番に操業区域や隻数を示しています。スライド１１番の左の図のように、入った魚が出にくくするための返しを付けた円筒型の漁具を右下の図のように設置し、あなごやうなぎを漁獲します。漁業時期は周年となっています。なお、ウナギについては、令和４年８月２日発出の委員会指示第４６号により、１０月１日から翌年３月３１日まで採捕禁止期間となっていますので、漁獲された場合は放流することとなります。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、スライド１２番の有共第５号共同漁業権漁場内です。許可予定の隻数は１隻であり、その他の内容は資料５２ページに記載のとおりとなっています。筒漁業については、以上です。

以上新規許可の５漁業についてご説明しました。

続きまして、期間満了に伴う２漁業についてご説明します。

ぼら２そうまき網漁業についてです。スライド１３番と１４番です。スライド１３番の右上の図のような漁具を使用し、ぼらの群れを２隻の船で取り囲み漁獲します。漁業時期は、周年となっており、有明海で操業されています。操業区域は、スライド１４番の参考図に色付けしている有共第９号と２１号共同漁業権漁場となっています。許可予定の隻数は２隻、その他の内容については資料５３ページの記載のとおりとなっています。ぼら２そうまき網漁業については、以上です。

たこつぼ漁業についてです。スライド１５番と１６番です。スライド１５番の右上の図のようなたこつぼを、海底に設置し、たこを漁獲します。漁業時期は周年で県内全域で広く操業されています。操業区域は、スライド１６番の参考図に色付けしている海域をそれぞれ組み合わせたものになります。組み合わせにつきましては、資料５４ページから資料５６ページをご確認ください。許可予定の隻数は合計５０隻、その他の内容については資料５４ページから５７ページに記載のとおりとなっています。たこつぼ漁業については、以上です。

次に許可の申請期間についてです。スライド１７番をご覧ください。新規の許可の申請期間は、令和５年１２月１８日から令和５年１２月２２日までを予定しています。期間満了に伴う許可の申請期間は、ぼら２そうまき網漁業は令和５年１２月１８日から令和６年１月１２日まで、たこつぼ漁業は令和５年１２月２５日から令和６年１月１９日までとしています。

以上で説明を終わります。御審議のほど宜しくお願い致します。

|     |                                                                                              |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長  | ただ今、水産振興課から、第３号議案について説明がありました<br>が、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。                                   |
| 委員  | 異議なし。                                                                                        |
| 議長  | それでは特に無いようですので、第３号議案は、「特に意見な<br>し。」と答申してよろしいですか。                                             |
| 委員  | はい。                                                                                          |
| 議長  | はい。それでは第３号議案については、特に意見なしと答申しま<br>す。本日事務局が予定した議案は以上ですが、委員の皆様から他に何<br>かございませんか。<br>事務局はありませんか。 |
| 事務局 | ございません。                                                                                      |
| 議長  | それではこれで第５２２回熊本県有明海区調整委員会を閉会いたし<br>ます。どうもお疲れでございました。                                          |